

# 教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成22年1月26日(火)

2 出席委員 (7名)

委員長 進藤 純世

副委員長 土橋 亨

委員 皆川 巖 堀内 富久 金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

欠席委員 前島 茂松 渡辺 亘人

地元議員 (1) 県立中央高等学校(甲府市)

岡 伸 樋口 雄一 安本 美紀 仁ノ平尚子

(2) 山梨市役所(山梨市)

なし

3 調査先及び調査内容

(1) 【県立中央高等学校】

○調査内容(主な質疑)

問) PETAや保護者から改築に向けていろいろ意見があったと思うし、議会においても視察に來たりして代表質問あるいは委員会などで校舎の老朽化問題なども取り上げてきた。しかし、ここではそうしたことには特段触れられず、老朽化をして耐震化が満たされてないということから建て直そうということだが、その辺の経過も触れていただきたい。

答) 詳細については承知していない部分もあるが、委員おっしゃるとおり、PETAから要請とか、議会から質問とかいただいていることは承知している。長年、高校改革も含めて、定時制のあり方も検討する中でやっているが、そういった議員や保護者や学校の要請とか時代の要請に合わせて中央高校を改革しなければいけないというのが前の整備新構想であり、その時からそういったことは検討してきた。しかし、老朽化の対応に合わせてということで、方向性について検討はしてきたけれども、なかなか決まらず今日に至り、ようやく財政当局との話し合いを進めながら改築が決まったものと承知している。

問) いずれにしても、この動きというのはPETAだとか、そういう人たちの要望などもあって、もちろん教育委員会としては教育委員会の責任でやるべきことだけれども、そうした意見にも耳を傾けて、そういう流れをつくったというような位置づけというのは大事だと思い発言させていただいたので、その辺について教育委員会としても多少意識していただくということをお願いしておく必要があると思っている。

次に、高校生の授業料の無償化が来年度から始まるということで、当然ここもそういうことになるんだろうと思うが、そのことと併せて、授業料の免除を求めている人とか、滞納をしている人というのはあるのか、教えていただきたい。

答) 授業料の無償化については、全日制のように一律ではなく、聞くところによると、20単位をベースにしたところが国で予算化されているということであるが、実態はそれをオーバーして授業を受けている生徒がいる。その辺の対応が今後どうなるかは聞き及んでいないので、善処をお願いしたいと思っている。

授業料の減免の状況だが、本年度は全体の約20%にあたる70を超える者が減免を受けている。

滞納の状況だが、昨年までは全員が納入ということになっていたが、今年度は昨今の経済状況等の影響から現在2名が未納となっている。1名は半期分納入が済まされているが、残り半期分については年度末には完納の予定である。もう1名についてはその見込みすらたっていない状況である。

問) 授業料の無償化で20単位までは無償化で、それを超えた場合はどうなるかという話が校長先生からあったが、教育委員会としては20単位を超えた場合でも授業料の無償化の補助を出すのか。

答) 20単位というお話は1日4時限が5日で20単位という関係で、20単位という数字が出てきているんだろうと思う。それを超えてという部分については、まだ国の考えが示されていないので、それを見させていただくということになる。

問) もちろん教育委員会としてもそれを見て要望みたいなことはやるという理解でいいのか、それとも向こうから提示されたら提示されたとおりでということなのかどうかということだが、場合によってはいろんなルートを通じてこういう実情だという話がやはりわかるように説明をしておく必要があると思うので、尋ねている。

答) 現在、文部科学省からの授業料無償化についての説明というのは、原則的なものについては無償化をするという説明がある。しかし、例えば修学年限3年を超える方はどうするかとか、途中で転入してきた方がやはり修学年限を超えとか、そういうケースについて、そこが無償化になるのかどうかということについては、結論的にはまだ出てきていない話なので、それと併せて特例的なものが設けられるのかどうか、国のほうで

検討されているのではないかと考えている。したがって、その動向を少し見させていただくということになるかと思う。

問) 通信制の衛生看護科で学ぶと何か免許みたいなものを取得することができるのかということと、学校で学んだことがどういうところで生かされるのか、教えていただきたい。

答) 技能連携の一つとして、甲府看護専門学校との連携を図っている。そこに在籍をしながら高校卒業の資格を取得できるという制度がある。

問) 定時制課程の時間割でいくと、勤労学生にとってはほとんど無理な時間設定だと思うが、今はもうこういう人というのは全く来ていないのか。

答) 基本的には午後の4時間、もしくは夜の4時間ということなので、この時間を外すと就業は可能である。正規の就労者は1名いる。他の生徒については、4月の段階での調査で2年生以上が60%、1年生を含めると54.2%の者がアルバイト等の就労をしている。

問) そうすると正規に勤めている人で夜間制の高校に来るという人はほとんどいないということだね。この人たちの卒業後の進路はどうなっているのか。

答) 生徒の求めるもの、生活実態が変わっているということが就労学生の減少に繋がっていると考えている。

定時制の卒業後の進路状況についてだが、本年度は大変厳しいものがある。まだ年度が終わっていないので、参考までに昨年の状況等についてお話をします。平成20年度末の卒業生は60人いたが、10%の生徒が大学、短大に進学をしている。そして20%の生徒が専門学校への進学を果たしている。そして50%の生徒が就職することができた。毎年20%前後の生徒が未決定で卒業をしているが、ほぼ80%の生徒については、昨年度までは何らかの形で進路の実現をしてきたという状況である。

通信制になると、その数値が少し落ちるという状況になっている。

問) そうすると、勤労学生、意欲がありながら貧困で高校へ行けないという人は山梨県にはいないということか。

答) 家庭の状況についてだが、一つの参考としてお話をします。昨年度、授業料の減免者が74名いたが、収入がゼロという生徒の割合が23%、100万円未満が37%、したがって、74名のうち100万円未満の者が60%を占める状況である。このような状況の中においても、さらに学ぼう、しかし生活が極めて苦しい、極限状態と思われるような家庭も現実にはある。それから、370名の生徒のうち36%の生徒の家庭が母子

家庭であり、このようなところも経済的困窮の一因となっている。

問) 収入ゼロという人はどういう人か。

答) 今申し上げた収入がゼロというのは保護者の収入である。

問) その子たちはどうして働かないのか。

答) 働きたくても職を失った、あるいは身体的に働けない、そういう病気を持っている、そういう状況の家庭もある。したがって、そういう家庭の状況であるので、生徒がアルバイトをしながら自分の学費の足しにしたり、中にはそれを生活費に回したりという生徒もいる。

問) 学校の先生と生徒の科目の適合性については、いろいろあると思うが、先生等の生徒に対する科目設定、いろいろな内容について理解がある先生がほとんどあって、その科目を教えているのか。

答) 冒頭申し上げた職員数については、学校の授業が展開されるのに必要な職員として専門性を持った教員を配置している。

問) 現状の中で、生徒に不足なく充実した教育ができていると思うか。

答) 定時制においては、1日最大24講座という授業を展開している。昼間制においては193講座、夜間制においては102講座、合わせて約300近い講座を1週間の中で展開し、許される範囲内で少人数の教育を展開している。さらに、英・数・国については学力差が大変大きいので、習熟度別学習を行っている。

通信制においては、教員数14名という中で、1週間にほぼ25講座の授業を展開している。したがって、生徒の要求に対してはほぼ応えていると考えている。

問) この学校は、普通校では学費が払えないということで来る生徒、学力が劣っていて普通校に入学できない生徒、不登校等の理由で来る生徒という3つくらいのパターンが見られるが、この割合はどうなっているか。

答) 詳しくこれを色分けするのは大変難しいところがあり、複合している部分が大変多いかと思う。不登校については過去経験がある者が約6割という状況である。

問) 平成12年に昼間制普通科定員を20名増員しているが、これはどういう理由か。

答) 当時は定時制昼間部のニーズが高まっている時期であったので、20名増員した。

問) ニーズが高まった理由は、私の感じでは不登校が多い時期ではなかったかと思うがどうか。

答) 委員のおっしゃることも多分入っていたと思うが、もともと定時制というのは勤労学生というか、そういった生徒のための学校としてできたと思うが、そういったなじめない生徒とか、働くほどでもないけれどもアルバイトとかそういう形でやりたいとか、そういった多様な子が入りたいという空気が高まったものと承知している。

問) 他の学校でなかなかなじめない生徒がなぜ中央高校ではちゃんと通学できるようになるのか。

答) 一つは自分自身が特別な存在、状況ではないということがあろうかと思う。それから、通常の全日制の場合には各学年終わるときに落とした単位が一定の基準を超えると先に進めず、いわゆる留年する。そうすると、せっかく1年間苦勞する中で一部の科目は成立しているものの、それがリセットされるというところがある。しかし、本校は単位制で、一部の科目はそのまま単位が認められるので、安心して自分の状況に応じて、できる範囲の中で無理なく積み上げていけるということ、それから教育相談体制の充実を図っているので、その辺のサポート体制によるものだと思う。

ちなみに本校の定時制の不登校者数、年間30日以上欠席をする者が年々減少している。平成18年度は全体の26%いたものが昨年度は16%、10%減という状況になっており、今年の前期末の出欠の状況においては5人に1人が皆勤という状況なので、さらにこの数値がよいほうに進むのではないかと期待している。

問) 今の説明だと、学力が劣る生徒が単位制によって救われている。それはわかるが、なじめないとか、いろいろな不登校の理由があるが、そういう特別な生徒がなぜここに来るとちゃんと通学できるのか。ただ単に単位制で学力が劣っていても大丈夫というだけではないんじゃないか。

答) 本校の生徒を指導する上での教員の基本的なスタンスは、カウンセリングマインドを持ちながら生徒の理解に努める、その中で生徒の側に沿って親身に個別対応を図ることが教職員全体に理解されている、その辺が一番大きいものと理解している。

問) 9月の補正予算で用地測量費が1,310万円ということで、もともとこの用地というのは確定してあったのか。

答) この測量の主な目的は、いわゆる赤道、青道といった法定外公共物が敷地内にあるの

で、その面積を測定し処分することである。

問) 例えばこの建物は耐震でやるとか、この建物は全く新しくしてしまうというような構想はあるのか。

答) すべて耐震工事ではなく、1回壊して新しく改築するという方法である。

問) 工事期間中の生徒たちへの対応はどうか。

答) 今のところ仮設校舎を建てずに部分的に取り壊しながら建設していくことを考えている。確かに工事期間中は生徒の皆さんにご迷惑をかけるようなことになると思うが、できるだけ教育環境が落ちないように県教育委員会として努力していきたい。グラウンドや体育館については使えないことも出てくるが、周辺に県立大学とか穴切小学校の跡がある。社会体育で穴切小学校の体育館と校庭を使っており、今交渉中だが、社会体育は夜間使うことが多く、昼間はあまり使っていないので、貸してもらえそうな状況にもあるので、そういったところを利用させていただきながら、教育の環境が下がらないように努力をして参りたい。

問) 今後の改築のスケジュールを教えてください。

答) 今用地測量をしているが、来年度いっぱい設計を行い、23年度中には校舎棟の建設を開始し、24年度末には完成を予定している。その後、全校舎を解体し、その跡地に屋内運動場を建設するスケジュールになっている。



※ 説明・質疑を行った後、校内の視察を行った。

## (2) 【山梨市役所】

問) 地域包括支援センターというのは各市町村に1つずつで、補助金が出ているのか。

答) 甲府市は人口が多いので、直営ではなく、介護保険の施設に委託をしており、10カ所ある。他の市町村は規模等の問題もあり、この山梨市と同じように全て直営となっている。

今まで市町村は直営で何かしらの事業をやっていたが、18年に介護予防の部分ができたのと一緒に、その事業に要する経費については介護保険でみるようになった。それから、人員等については、交付税で支援という状況である。

問) 要介護・支援でない人もケアプランをつくとあるが、この人たちの分も地域包括支援センターが介護保険の中で全部みているのか。

答) 地域包括支援センターが介護保険の中の事業所という側面もあるので、要支援1・2の方はケアプランをつくって、お一人の方を担当することで、介護サービス費をいただいている。その他は特定高齢者の皆さんになるので、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等、さまざまな介護予防事業に参加していただくときに、この介護予防ケアプランを作成しており、費用は地域支援事業の費用の中で対応している。

答) 補足すると、要介護1から5というのは民間のケアマネがケアプランをつくるが、要支援1・2というのは地域包括支援センターの方がケアプランをつくる。どちらも全く同じようなものなので、その費用は基本的には介護保険の事業の費用の中から出ている。

資料の5ページを見ていただくとわかりやすいかと思う。要支援というのは介護サービスの対象となる方だが、民間のケアマネではなく、地域包括支援センターの方がプランをつくる。それは普通のケアマネに払うのと同じような料金体系の中で地域包括支援センターの収入になる。それから、特定高齢者にも地域包括支援センターがケアプランをつくるが、それについては山梨市さんから説明があったように事業を利用する際にプランをつくっていく、その費用は介護予防事業という括りの中で対応していくということである。



以 上